

調達要求番号： 6KNK1A00107

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	—	仕 様 書 番 号
射撃空撮の役務		FS-Z9000064
		作 成 令和6年3月19日
		変 更 平成 年 月 日
		作成部隊等名 富士学校諸職種協同センター

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、東富士演習場において実施する射撃空撮の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002によるほか、次による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

2 役務に関する要求

2.1 役務期間・実施場所・役務内容・使用機材・数量・規格等

役務期間・実施場所・役務内容・使用機材・数量・規格等は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 役務の実施

契約の相手方は、部隊等の検査・監督官の支持を受け、役務を実施するものとする。

2.3 役務内容

役務内容は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

a) 収集した画像データの管理・保管の実施（収集データの著作権は官側に帰属する）

b) その他の技術的事項に関する支援

2.4 指定場所以外への派遣

契約の相手方は、指定場所以外に派遣の必要が生じた場合は、契約担当官等に申し出て指示を受けるものとする。

2.5 役務支援の資格

役務支援対象者（以下，“派遣員”という。）の資格は、使用機材に関する必要な専門的スキルを有するものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 付帯事項

この仕様書に明記されていない事項で、技術的又は構造機能的にみて、必然的に撮影作業に付帯される軽易な作業は、この仕様書の範囲内で契約担当官の指示によって実施するものとする。

4.2 かし条項の適否

契約の相手方は、かし条項に該当する場合は、契約担当官等に申し出るものとする。

4.3 秘密保全

秘密保全は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 契約の相手方は、防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）及び秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）（以下、訓令等という。）に基づく立入禁止区域に立入る場合は、訓令等に基づき許可を受けて立入るものとする。また、業務の実施に際して直接、間接を問わず秘密に関する事項については、訓令等に基づき秘密の保全を行うものとする。
- b) 収集したデータは、官側の示す時期に削除するものとする。

4.4 官の設備等の使用

官の設備等を使用する場合は、当該実施場所の許可権者の許可を得て、官の設備を使用するものとする。なお、契約の相手方が役務に関する調整・処置のための当該駐屯地等への入出手続きなどについては、当該駐屯地の定めるところによる。

4.6 提出書類

提出書類は調達要領指定書によって指定するものとする。

4.7 演習場等への立入りなど

演習場などへの立入りについては、GLT-CG-Z500002の6.2による。

4.8 官の設備等の使用

官の設備等を使用する場合は、当該実施場所の許可権者の許可を得て、官の設備を使用するものとする。なお、契約の相手方が役務に関する調整・処置のための当該駐屯地等への入出手続きなどについては、当該駐屯地の定めるところによる。

4.9 その他の必要事項

その他の必要事項については、調達要領指定書によって指定するものとする。

4.10 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。